

景観計画区域内における行為の届出書
(表)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

埼玉県知事

提出者住所

電話番号

氏名

代表取締役

年

月

日

行為の場所	区域の別	☒ 一般課題対応区域 (☒ 都市区域 ☐ 田園区域 ☐ 山地・丘陵区域) ☐ 特定課題対応区域 (☐ 圏央道沿線区域 ☐ 圏央道以北高速道路沿線区域) ☐ 景観形成推進区域		
	地名地番	市町丁目番		

行為の種類	☒ 建築物	区分	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩変更		
		用途	高さ	階数	
		敷地面積	建築面積	延べ床面積	
	☒ 工作物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☒ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☒色彩変更		
		用途	高さ	築造面積	
		種類	高さ	土地の面積	
	☐ 物件の堆積	種類	高さ	土地の面積	

(裏)

行為の種類	建築物・工作物の堆積	第一立面	区分					割合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
								10YR
		第二立面	点 滅 光 源	☐ 有 ☐ 無				
	屋 外 広 告 物		☐ 有 ☐ 無					
	彩色が施されていない部分		素材名					
	計		100%					
		第三立面	点 滅 光 源	☐ 有 ☐ 無			15	
	屋 外 広 告 物		☐ 有 ☐ 無					
	彩色が施されていない部分		素材名					
	計		100%					
		第四立面	点 滅 光 源	☒ 有 ☐ 無			15	
	屋 外 広 告 物		☐ 有 ☐ 無					
	彩色が施されていない部分		素材名					
	計		100%					
		第五立面	点 滅 光 源	☐ 有 ☐ 無				
	屋 外 広 告 物		☒ 有 ☐ 無			10		
	彩色が施されていない部分		素材名	レンガ(無着色) 木(無着色)			20 10	
	計		100%					

5BG 6/8 を使用しているが、
1/3 以下なので可

点滅光源と 5BG 6/8 を合計すると、
1/3 超なので不可

屋外広告物条例の届出受理権者に、
適法・違法を判断してもらう

行為の期間	着手予定日	●●年 4 月 30 日	完了予定日	●●年 12 月 31 日
事前指導等の終了通知書	●●年 4 月 21 日 ●●第●号			

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。

2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。